

2016年度大阪府交渉（第四日目）の結果概要

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会（障連協）と大阪府との交渉（2016年7月7日実施分・団体側参加91人）の結果概要（速報）は以下の通りです。

参加者 91人

33. グループホーム制度を拡充してください。

⑤消防については、各消防署での対応の差があるので統一させてください。

【基本回答】

障害者施設に対する消防設備については消防法、消防庁通知において行っている。市町村の判断を共有化しており、今後もその方向で対応させていただきたい。市町村に問い合わせたところ新規開設を認めないというようなことはないとの回答を得ている。

【質疑】

○柔軟な対応をお願いしたい。府営住宅でグループホームを開設している場合、そこにスプリンクラーを設置することは困難だ。

・平成27年4月の消防法令の改正は、長崎市の高齢者グループホームの火災を踏まえ基準を厳しくした経緯がある。大阪府としては安易に基準を軽くすることには問題があると考えている。技術的にすぐに対応できない現状があることも理解している。消防法施行令でスプリンクラーを設置しなくても十分な安全性が担保できる場合は設置を求めないことができることとしており、市町村において個別に判断・対応していただくことが重要であると考えている。府で統一・一括した基準を作るのではなく、市町村で柔軟に対応していただくことがふさわしいと考えている。

・大阪府として府下のグループホームの実態調査を実施したところ、33%のホームがスプリンクラー設置が求められていること、小規模なホームが多いこと、賃貸物件が多いこと、85%のグループホームが夜間対応を行っていること、などの実態が明らかとなり、一律にスプリンクラー設置を求めることの問題について消防庁に申し入れを行った。

40. 補装具について以下の改善を図ってください。

②障害者施策で補そう具の支給を希望する人については、介護保険が優先されないことを国が明確にするよう求めるとともに、市町村自治体を指導してください。

【基本回答】

介護保険制度との適用関係については厚労省通知において、介護保険において貸与される福祉用具については介護保険が優先されることとなっている。ただし介護保険による福祉用具貸与は既製品を対象としているため、一人ひとりの障害の状況に応じたオーダーメイドの用具を必要とする場合にはその限りではないこととして取り扱っている。

③特例補そう具費については、基準額外となっている製品・部品等が支給対象となるように柔軟な支給がされるようにしてください。

【基本回答】

引き続き補装具の種目・基準価格の改善を国に求めていく。

【質疑】

○簡易電動車いすについて、標準は容量の小さいバッテリーとなっており、容量の大きいものに積み替えが必要な場合、その分は自己負担となる。

④電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなど

の専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。

⑦支給判定は、障害の特徴を配慮して、なるべく普段のリラックス状態で受けられるような環境にしてください。

⑧補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。

【基本回答】

厚労省告示で定められている。補装具の種目基準価格の改善を国に求めていく。修理に要する費用については厚労省告示で示され、事務取扱要領に基づき市町村において支給事務が行われている。支給判定の前に一定期間電動車いすの貸し出しが行われており、地域における練習が可能となっている。

【質疑】

○生活状況をしっかり把握して適切な対応が行われるよう市町村に働きかけていただきたい。

・最新の技術を勘案したものとなるよう国に要望を行っている。16 大都道府県と共同での要望を行っている。また担当レベルにおいては特に技術が進んでいると思われる器具について個別具体的な改善要望を行っている。市町村によって対応が異なることについては、市町村や当事者から相談があった場合に、個別具体の事案に即した相談に応じさせていた

○障害者総合支援法三年後見直しで補装具交付についても見直しの対象とされているが、どのように見直されるのか。

・現在までに具体的な動きがあるわけではないので、引き続き国の動きを注視していきたい。

40. 補装具について以下の改善を図ってください。

⑨補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。

ア) 補装具・日常生活用具の J I S 規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。

イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。

【基本回答】

補装具について、さらに使いやすいものとなるよう引き続き国に要請していく。

59. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①一般住宅への家賃助成制度を創設してください。

【基本回答】

家賃低廉化については「OSAKA 安心住まい推進協議会」において、国の改修費補助の広報を行うとともに、安心賃貸住宅等の環境作りに努めている。

【質疑】

○肢体障害の場合、入居対象となる住宅が限られてしまう。

・どうすれば入居拒否を減らしていくことができるかということについて、家主側のばく然とした不安を解消するための手立てを検討しているところだ。

○住宅バウチャーについてはどのような状況になっているのか

- ・現在まで動きはない。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

【基本回答】

重度障害者等住宅改造助成については、市町村に対して費用の一部を補助する仕組みとして実施している。可能な限り多くの方に利用していただくために原則一回としているが、障害の変化等において必要な場合は複数回の改造についても対象としており、そのことについては市町村に対する周知も行っている。

【質疑】

○助成実績はどのようなになっているか。

- ・2015年度実績は、改造件数118件261カ所、一件当たり平均86万円となっている。改造対象となった物件のうち持ち家が84%となっている。この制度をもっと使っていただけるよう周知を図って参りたい。

61. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

【基本回答】

避難所運営マニュアル作成指針を整備している。その中で、要配慮者対応の相談窓口を開設し専門家等の配置等を行うこととしている。作成指針では一時避難所の福祉避難室の設置、施設のバリアフリー化、情報提供における配慮すべき事項等、その記載の充実を図っている。

【質疑】

○商業施設の有効活用等について考えられないか。

- ・ホール等がある施設については有効活用ができるよう市町村に申し上げているところだ。
- マニュアル未策定の市が1市あるがその理由はどういうところにあるのか。
 - ・担当者の人数が少なく手が回らないという状況があるようだ。今年度中に整備ができるようお願いをしているところだ。
- 緊急時の具体的な対応が充実するように努めていただきたい。
 - ・避難所運営マニュアルにおいてよりきめ細やかな対応が可能となるよう、細かく設定するようお願いをしている。

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、必要に応じて近隣のホテル等の活用等も図ってください。

【基本回答】

一時避難所における福祉避難室については、市町村において適切な対応が行われるよう市町村に働きかけてまいりたい。福祉避難所については、未整備の市が1市残されている。全市町村において指定を進めていくよう努める。旅館やホテルの有効活用についても関係部局と調整していきたい。

【質疑】

○熊本では点字図書館が福祉避難所として機能した。視覚障害者にとって過ごしやすい空間として機能した。

- ・熊本で福祉避難所が十分に機能しなかったとの報道などが見られたが、実際に支援に入ったところでは小さくとも機能している福祉避難所を訪ねることができた。その経験をもと

に府下の市町村に福祉避難所の整備とその機能が発揮するための留意点等について周知をしていきたい。福祉避難所未整備の1市については、場所を選定しているが民間事業者の理事会の承認が必要でありその手続きが済んでいないことによるものだ。

62. 中軽度障害者の交通運賃や有料道路料金の割引についても必要性を認め、対象となるよう国に働きかけてください。

【基本回答】

公共交通機関における障害者の割引制度は、通学・通勤・通院等の日常生活を送られるうえで公共交通機関の利用は欠かせないことから、障害者の社会参加にとって重要な制度と考えている。第一種身体・知的障害者と第二種身体・知的障害者の割引内容は異なっている。大阪府として各交通事業者に制度の拡充について求めてきたところであり、国に対しても要望を重ねている。

【質疑】

○軽度障害者は年金額が低く、重度障害者医療費の対象にもならない反面、一人での外出が困難な人もたくさんいる。交通費がかさむことでさらに社会参加を困難にしている。

・引き続き国に要望していきたい。

11. 「府移管」に伴う旧大阪市立特別支援学校の教育条件については、「移管後も、これまでの教育やサービスの内容が大きく変わるものではない」（大阪府知事）、「移管に伴って、サービスの低下や不利益のないようにやっているところ」（大阪府教育委員会）を守り、教育条件を低下させないとともに、大阪府立支援学校の教育条件も同等に引き上げてください。

①平成29年度以降の通学区域割の変更については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。

【基本回答】

府立支援学校の通学区域割りにについては、乗車時間等を加味しながら広域に設定している。平成26年度以降の通学区割については、府内支援学校全体の状況を把握し、安全面や通学時間等を踏まえ総合的な観点から検討を行っていく。

②中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の「早期教育」を後退させないでください。

【基本回答】

幼稚園への入園資格は学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」とされている。「早期教育」については独自に制度化することは困難であるのでご理解いただきたい。乳幼児への支援について教育相談として各校において早期教育相談を実施しているが、これについては聴覚障害教育・視覚障害教育のセンター的役割として対応をしていく。

【質疑】

○早期教育を後退させないでほしい。

・早期教育は三歳未満の児童に対しては、役割を明確にして早期の教育相談として地域の福祉部局と連携を取り進めている。

○教育的効果を評価したうえでの措置か

・切れ目なくスムーズに移行できるよう、生野聴覚、堺聴覚と中央聴覚支援との連携を図ってまいりたい。

③中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。大阪府立中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

【基本回答】

中央聴覚支援学校、北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、今後入舎状況や児童

生徒ニーズ、施設の状況を踏まえて検討していく予定だ。

【質疑】

○具体的な検討のスケジュールはどうなっているのか

・現在ニーズ調査をしている。直ちに大きな変更を考えているということではない。

○中央聴覚支援学校の小学部在籍の6年間を寄宿舎で過ごした。寄宿舎生活を通して社会的な常識やマナーを身に着けることができた。

④光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続、発展させてください。

【基本回答】

病弱教育部門の在り方については、今後も在籍状況や人数を踏まえて検討を行う。

⑤肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置を行ってください。

【基本回答】

大阪市の実習助手が行っていた業務について、府立支援学校においては府の配置基準に応じ配置された教員で対応している。教員は法令に基づき各学校の学級数に応じて配置するほか、訓練指導・生活指導・進路指導などの課題に対応する観点から各校の実情を踏まえて加配を行っている。今後とも法令に基づき適正な教員配置に努めてまいりたい。

【質疑】

○平野支援学校の実習助手は8名から2名に大幅に減ってしまった。

・国の標準法に基づいて各学校に配分している。過去に大阪市の実習助手が行っていた業務について、府では教職員が実施をしている内容であることから、実習助手も含めた全教職員で対応しているところだ。

○現場から見れば明らかに教育条件の低下だ。

・教職員全体で対応している。その基準を超える配置は困難だ。学校の状況は毎年変化しているので単純な比較はできない。

○教育水準は低下させないとの約束が守られていないのではないか。

・実習助手の業務については、市立時代にどのように採用され、どのような業務を行っているのかについてヒヤリングをし、府立支援学校では教職員全体で行っていることを確認した。教育水準は維持できているものと考えている。これ以上の府負担での配置は困難だ。

⑥医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障を後退させないでください。

【基本回答】

医療的ケアの必要な児童生徒の通学に当たっては個々の児童生徒の障害の状況に合わせて、その安全性に考慮しながら、主治医等学校関係者において慎重に検討している。府単独で介護タクシー等の対応をする考えはないが、市町村で対応しているところもある。

【質疑】

○大阪府としてどのように支援していくのか。

・個々の児童生徒の状況に照らし合わせて、どのような対応ができるのか慎重に検討しているところだ。府単独で介護タクシー等実施する計画はない。

○府立学校の通学保障は大阪府の責任だ。医療的ケアを必要とする子どもだけどうして市町村任せになるのか。

・安全な乗車という観点から慎重に判断している。各市町村のそれぞれの対応について状況を把握したうえで、どうしていくべきかを検討してまいりたい。

○府立支援学校の在籍児童の通学保障の基本的責任はどこにあるのか。

・通学に対しては各家庭の協力のもとで行っているところだ。通学については「責任」ということではなく協力しながらやっていくものだ。通学に関しては「保障」という考え方ではない。

○医療的ケアが必要な子どもたちの問題をどうしようとしているのか。どこまで到達しているのか。

・国において慎重に行うこととされているが、対応できているケースもある。今後も課題として踏まえ検討していきたい。

⑦給食調理については以下の事業を継続するとともに、全府立支援学校にも適用してください。

ア) 障害の実態にあった5段階調理を継続、発展させてください。

イ) 給食調理の民間委託を行わないでください。

ウ) 保護者負担を増やす給食費の値上げをしないでください。

【基本回答】

大阪市で実施してきた肢体不自由校の段階食については移管後も引き続き実施している。また、調理時に集中的な人員配置を行うなどの工夫を行っており、今後とも民間活力の活用を図って参りたい。現在民間委託が行われている支援学校においても、適宜受託業者と話し合いを設けるなどしている。給食調理業務の民間委託化を実施した翌年度から食材調達を学校ごとに行っていくこととしており、大幅な負担増にならないよう努めている。

【質疑】

○給食費は引き上がらないのか。

・平野支援学校については、現在大阪市の同一献立で実施している。来年度については、独自献立として実施することとしており、現在栄養教諭において献立作成をしていただいております。その上で給食費の設定を行っていく。配送費については安くなると見込んでいますので、大幅な値上げとしないよう努めたい。

⑧以下の事業を継続してください。

ア) 希望をすれば年3回行われていました、学校医、歯科衛生士の歯磨き指導、フッ化物と府の事業を継続、発展させてください。

【基本回答】

大阪府においては同様の事業を実施していない。今後は各校の裁量で歯磨き指導を実施していただくことになる。

イ) 性教育の外部講師としての保健師、助産師の無料派遣を継続、発展させてください。

【基本回答】

障害の状況を踏まえて発達段階に応じた性の指導を進めている。障害のある児童の指導研究を行うなどの学校もあり、その成果は広く共有しているところだ。

⑨以下の予算措置を継続・発展させてください。

ア) 視覚支援学校、聴覚支援学校の専攻科生の就学奨励費を継続実施してください。

【基本回答】

大阪市独自の専攻科における就学奨励費の支給制度は平成27年度において在籍する児童について継続実施できるよう調整した。28年度以降の入学生については制度対象とはならないのでご理解いただきたい。

【質疑】

○専攻科の就学奨励費を継続してほしい

・これまで市独自で学用品の一部負担が行われてきたが、市立の時代に入学した人については市の負担で継続していただくことになる。

イ) 肢体不自由校への理学療法士などの派遣回数を減らさないでください。

【基本回答】

旧大阪市立特別支援学校肢体不自由校に配置されていたPT等については、移管後はすべての支援学校に活用できる人材活用事業において対応している。回数についてはすべての支援学校で調整して配置している。

【質疑】

○派遣回数が大幅に減少している。

・福祉医療人材活用の事業を活用して40校1分校に配置することができ評価いただいている。教員自身の力量を高めていくことでも対応していただいている。

ウ) 学校維持運営費の水準を後退させないでください。

【基本回答】

学校維持運営費については必要な教育水準を確保できるよう予算要望してきた。府の財政事情は厳しい状況であるが、学校運営に支障をきたさないよう必要な予算確保に努めてまいりたい。

【質疑】

○維持運営費が減少している。

・大阪市の配当基準や市で行ってきた実績をもとに予算要求をさせていただいた。今後も必要な予算の確保に努めていく。

○一校当たりどの程度の削減となったのか。

・一概には言えないが、要求額に対して89%の予算配当となった。

○平野支援学校は40%削減された。住之江支援学校は50%削減された。

・大阪市の配当基準年の実績部分をもとに要求した。最終の数字がまとまっていない。4割・5割ということにはならないと考えている。

○予算総額がいつ明らかになるのか。ガラスが割れても入れ替えられない。

エ) 画用紙・粘土・芸術鑑賞費を保護者負担にしないでください。

オ) 図書費の水準を後退させないでください。

カ) 鶴見緑地公園乗馬体験を従来通り無料で利用できるようにしてください。

キ) これまでの水準を後退させずに、必要な点字教科書・指導書が購入できるように予算措置を講じてください。

【基本回答】

府立学校では直接的利益が児童生徒個人に還元されるものについては、原則として保護者負担とさせていただいている。図書費は学校配当予算として府の基準額で算定している。学校運営に支障を来さないよう必要な予算の確保に努めていきたい。

【質疑】

○図書費が9万円へと大幅に減額された。府の現状についてあらためて説明をいただきたい。

・状況について別途お伺いさせていただく。

12. 教職員旅費・学校管理費予算を増やしてください。

【基本回答】

平成28年度予算については、前年度予算の95%とされたが、上半期は必要な旅費予算は確保した。引き続き財源の確保に努めてまいりたい。学校管理費については各学校に実情をお聞きしながらその配分に努めてきた。今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたい。

20. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。

また、障害の重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障害者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。合わせて、「訪問看護の自己負担分」にも助成制度を適用してください。

【基本回答】

福祉医療費助成についてはすべての都道府県で実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっており国において実施されるべきものとする。府・市町村と共同で設置した研究会において検討を重ねてきたところであり、今年2月に「報告書」が取りまとめられた。今後、研究会報告をもとに実施主体である市町村から意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたい。また、重度障害者医療費助成制度とは別に訪問看護助成事業を実施してきた。この事業は介護保険の対象となっていない障害児者が訪問看護を利用した際に、介護保険と同様の一部負担となるよう助成をした市町村にその二分の一を補助している。

【質疑】

○今後の検討スケジュールについて

・いつまでに何をすることが決まっているわけではない。実施主体は市町村であるので、医療現場の専門家である医師の意見等をお聞きしながら、実施スケジュールを組んでいきたい。今後の進め方については、衛生対策審議会にかける予定はない。みなさんの意見を聞きながらよりよい制度となるよう検討してまいりたい。個別にヒヤリングを行っていききたい。

○公開で議論をする必要があるのではないか。

・個別にお話をさせていただきたいとの要望もいただいている。

21. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。

【基本回答】

厚生労働省通知により、同意書による同意を行っていない場合や、治療上の必要による個室の利用の場合は、その費用を徴収してはならないこととなっている。医療機関の障害理解が重要であり、第四次障がい者計画において、生活実態やニーズ等の実態把握に努めてまいりたい。重度障害者医療費助成制度は、療養給付における一部負担金を助成する制度であり、差額ベッドへの適応は困難だ。

【質疑】

○しっかり調査をしていただきたい。

・調査項目の中に病院や診察を受ける際の困りごとについて尋ねることとしており、医療に係る深堀をしたような内容にはならないが、実態をしっかりと把握できるよう努めていきたい。

22. 言語障害のある脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

【基本回答】

6月3日に公布された改正障害者総合支援法において、重度障害者の入院時におけるヘルパーの付き添いが可能となった。今後も国にヘルパーの付き添いが可能となるよう、働きかけていく。

【質疑】

○話を聞いてくれる病院は患者も集中して病院の負担となることが多い。報酬算定が必要だ。

23. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させて、広く障害者・家族に周知・広報してください。

【基本回答】

専門的医療機関のネットワークを構築した。ネットワークのポスターの作成、協力医療機関の情報提供等行ってきた。医療機関職員への脳性麻痺、脊髄損傷の理解促進も進めている。

【質疑】

- 当事者・家族も含めたセミナーを開催してほしい。
- ・今後どのような形で周知啓発していけるか検討してまいりたい。

24. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中と障害者などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。

【基本回答】

障害別の二次障害の調査を実施することは困難だ。大阪府障害者計画の策定において、第4次計画の中間評価の見直しに着手している。その中であらためて実態調査を行うこととしている。

26. 障害児者が安心して医療にかかることができるようにしてください。

①障害者差別解消法にもとづく医療関係事業者向けガイドライン（対応指針）を関係先に周知するとともに、大阪府として、医療機関における対応状況を定期的に把握し、すぐれた取り組みなどについて関係先に広く周知するほか、障害者への医療提供における現状と課題について整理し、その改善方策について検討をすすめてください。

【基本回答】

障害者差別解消法に基づくガイドラインについては、本年一月に医療機関に通知したところだ。医療機関における対応状況については、立ち入り検査時等に聞き取りをおこなうこととしている。

【質疑】

○医療現場における差別はなかなか解消しない現実がある。

②大阪府立病院機構の各病院を、障害児者の外来・入院に対応するモデル病院として位置づけ、障害児者がそれぞれに必要な医療を適切に提供できるよう、機能を強化してください。

【基本加藤】

府立病院機構の各病院においては高度専門医療の提供を行っている。急性期医療総合センターでは、リハビリテーション科、障害者外来等からなる障害者医療リハビリテーション部門を設置している。

○紹介状なしで外来受診が受け入れられるのか

・確認の上返答する。

→終了後担当課から、「かかりつけ医」の紹介がないと特定療養費5400円が必要となること等説明があったので、障害児者にとって「かかりつけ医」を持つことは困難な場合もあるので、柔軟に対応していただきたい旨、団体側から改めて要望した。

③障害児者への適切な医療の提供のために、専門病院の開設や増床などを必要とする地域があると判断する場合には、大阪府として、厚生労働大臣の同意を得るための協議を積極的にすすめてください。

【基本回答】

医療法に基づく基準病床数を上回っているため、現在は病院の開設・増床ができない状況だ。既存の病院が専門病院に転換することも考えられるが、転換について相談が合った際には適切に対応してまいりたい。急性期総合医療センターにおいて障害者の方々に医療やリハ

ビリテーションを提供している。

④障害児者の医療に関わる相談窓口を、大阪府に設けてください。

【基本回答】

大阪府立急性期総合医療センターは障害者総合医療部門を開設している。聴覚障害者向けにファックスの医療相談も実施している。医療機関からの相談にも対応している。

28. 知的障害を持つ、ろう重複者が入院治療を必要とした時に病院から付き添いの条件を出される現状は以前と変わっていません。1週間位の入院でも24時間となると高額となり家族の負担は大変なものになります。家族も「付添い介護費用」が一部補償される保険に再加入する等の自己努力はされていますが、国・府としても対応策を講じてください。

【基本回答】

改正障害者総合支援法において一部利用者負担を軽減できる仕組みが設けられた。

【質疑】

○平成28年に入院された方のうち多くの方について付き添いが求められた。病院だけで対応できないからと要請される。

29. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。また、手話研修のための費用を大阪府として補助してください。また、手話通訳者が設置されている医療機関について、リストを作成・公表する等の情報提供を行なってください。

【基本回答】

手話は重要な言葉でありコミュニケーション手段であり、派遣依頼に応じて手話通訳者を派遣している。手話通訳に関する専門的な知識を持った手話通訳者を多数要請できるように努めてまいります。

【質疑】

○病院に入院している聴覚障害者が十分な治療を受けることができず施設に戻ることを余儀なくされる実態がある。

・休日夜間について市町村で対応していただいている。大聴協とも協議しながら、いまの大阪府の派遣の在り方についても検討していきたい。

30. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用を府として補助してください。

【基本回答】

定期予防接種について各市町村で公費負担において実施されている。インフルエンザの予防接種については、B類疾病として65歳以上の高齢者等を対象として実施している。定期予防接種以外は任意接種となっており、本府においても慎重な対応が必要と考えている。定期接種における国の審議状況を注視していくとともに、必要なものについては定期接種化を進めるよう国に要望していきたい。

46. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や具体的相談内容等)について明らかにしてください。市町村における格差が生じないようにしてください。

【基本回答】

指定障がい福祉サービス事業の監査について34市町村に事務を移譲した。市町村への助言について件数は把握していないが、必要に応じて市町村からの相談に応じるなど随時対応をおこなっている。今後とも助言指導については適切に行ってまいります。

【質疑】

○市町村で格差が生じている。事業の安定性にかかわるので改善してほしい。社会福祉法改正による指導内容はどうなるのか。

・9市町が残っており手を挙げるところがあれば委譲していくこととしている。できる限り統一されるよう紙ベースで確認をして市町村に周知していきたい。

48. 青年・成人期の障害のある人が気軽に利用できるスポーツセンターや集える場、学校を卒業した障害者の余暇活動を保障する場など、障害児者が豊かな余暇を過ごせる場所やシステムを充実してください。

【基本回答】

交流や余暇活用などの社会参加の機会を提供することは、意義あることと考えている。体力増強等に関する各種リクリエーション活動を各障害者団体に委託して実施している。昨年度より障害者スポーツのすそ野を広げるため体験教室等を実施している。

49. 発達障害への啓発活動等を大阪府として進めてください。大阪府が作成した障害理解ハンドブック「ほんまおおきに」では、発達障害の「特性」について当事者が「苦手」なことだけが列挙されていますが、障害当事者が自らの障害を正しく受け止め周りとの折り合いを図りながら希望をもって生活していくことを励ますような内容にあらためてください。発達障害をもつ当事者が身近に気軽に相談できる場所を設置してください。

【基本回答】

発達障害への啓発活動については、発達障害啓発週間において啓発を行ってきた。医療機関向けの啓発リーフレット等も作成している。障害理解ハンドブックについては、外見上理解されない障害についての理解を広げるきっかけをあたえるものとして作成したが、ポジティブな側面に光を充てる等、ご指摘の趣旨は大変大切な視点であると考えているので、今後の改定も念頭におきながら啓発に努めてまいりたい。